



発行所  
岡垣町役場  
責任者  
岡垣町長 辻守荘  
印刷所  
有限会社 大和印刷所  
電話(宗像) 2027番

### 議会だより

第二回臨時町議会は、四月二十七日招集され、会期は一日とし、次の議案が可決された。

#### 議案第二四号

岡垣町行政事務嘱託に関する条例の一部を改正する条例。

#### 議案第二五号

岡垣町特別会計条例(昭和三十九年条例第五号)の一部を次のように改正する。

#### 議案第二六号

岡垣町特別会計上水道事業

#### 議案第二七号

地方税法の改正に伴い、岡垣町町税条例の一部を改正する必要があるため、これの主眼点は身体障害者の軽自動車税の減免と固定資産の免税点の引上げである。

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

#### 議案第二八号

岡垣町特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例。

#### 議案第二九号

岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

#### 議案第三〇号

岡垣町特別職の職員給与に関する条例(昭和四十一年条例第三号)の一部を次のように改正する。

#### 議案第三一号

この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

#### 議案第三二号

この条例は、昭和四十一年一月二十八日から適用する。

#### 議案第三三号

岡垣町特別会計上水道事業

#### 議案第三四号

地方税法の改正に伴い、岡垣町町税条例の一部を改正する必要があるため、これの主眼点は身体障害者の軽自動車税の減免と固定資産の免税点の引上げである。

#### 議案第三五号

この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

#### 議案第三六号

岡垣町特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

#### 議案第三七号

岡垣町一般職の職員の旅費に関する条例(昭和三十一年条例第九号)の一部を次のように改正する。

#### 議案第三八号

この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

#### 別表

この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

議案第二八号

議案第二九号

議案第三〇号

議案第三一号

議案第三二号

議案第三三号

議案第三四号

議案第三五号

議案第三六号

議案第三七号

議案第三八号

議案第三九号

議案第四〇号

議案第四一号

議案第四二号

議案第四三号

議案第四四号

議案第四五号

議案第四六号

議案第四七号

議案第四八号

議案第四九号

議案第五〇号

議案第五一号

議案第五二号

議案第五三号

議案第五四号

議案第五五号

議案第五六号

議案第五七号

議案第五八号

議案第五九号

議案第六〇号

議案第六一号

議案第六二号

議案第六三号

議案第六四号

議案第六五号

議案第六六号

議案第六七号

議案第六八号

議案第六九号

議案第七〇号

議案第七一号

議案第七二号

別表2

この条例は昭和四十一年四月一日から適用する。

議案第二九号

議案第三〇号

議案第三一号

議案第三二号

議案第三三号

議案第三四号

議案第三五号

議案第三六号

議案第三七号

議案第三八号

議案第三九号

議案第四〇号

議案第四一号

議案第四二号

議案第四三号

議案第四四号

議案第四五号

議案第四六号

議案第四七号

議案第四八号

議案第四九号

議案第五〇号

議案第五一号

議案第五二号

議案第五三号

議案第五四号

議案第五五号

議案第五六号

議案第五七号

議案第五八号

議案第五九号

議案第六〇号

議案第六一号

議案第六二号

議案第六三号

議案第六四号

議案第六五号

議案第六六号

議案第六七号

議案第六八号

議案第六九号

議案第七〇号

議案第七一号

議案第七二号

議案第七三号

議案第七四号

議案第七五号

議案第七六号

議案第七七号

議案第七八号

議案第七九号

議案第八〇号

合が一筆ごとにそれぞれ三倍未満は一割、三倍以上八倍未満は二割、八倍以上は三割引き上げられた。

△軽自動車税II身体障害者が所有し、かつ、もっぱらその者が運転する軽自動車等(一台に限る)に対して軽自動車税を減免する。

なを詳細については役場税務課に御尋ね下さい。

### 社会福祉協議会へ

香典返しとして

#### 寄附

高倉、故早川征一氏(二十四才)

昭和四十一年四月十四日死亡

香典返しとして父、早川種祥氏より寄附

東黒山、故小野喜美子氏(五十六才)

昭和四十一年四月十九日死亡

香典返しとして夫、小野武次郎氏より寄附

東黒山、故田中博氏(五十七才)

昭和四十一年四月二十四日死亡

香典返しとして長男、田中光明氏より寄附

東黒山、故石田義雄氏(六十四才)

昭和四十一年五月九日死亡

香典返しとして長男、石田和雄氏より寄附

原、故花田国雄氏(六十九才)

昭和四十一年四月十九日死亡

香典返しとして長男、花田芳明氏より寄附

緑ヶ丘、故西岡次男氏(二十四才)

昭和四十一年四月八日死亡

香典返しとして父、西岡伊与吉氏より寄附

### 町税条例改正

町民税は42万円までは免税(標準家庭)

四十一年度地方税法改正で、町税の課税方法が一部手直しされた。

△個人町民税II基礎控除額(現行九万円)が十万円に。扶養控除(三万円)が四万円に引き上げられ、このほかに八万円の配偶者控除(現行扶養一人目七万円)が新設された。この改正で三十七歳で妻と子供三人の標準家庭の場合これまで課税最低額が三十五万七千円だったのがことしから四十二万三千円となった。このほか身体障害者、未成年者、老年者、寡婦などについていままで二十二万円まで非課税だったが、ことしから二十

### ヘルメットをかぶりましょう

交通量の増大に伴い、交通事故も日を追ってふえています。中でも単車(自動二輪車、原付自転車)の事故は、路上に降り出されるので事故になりやすいから、頭を保護する為ヘルメット着用の推進を図っています。

(岡垣警察署)

### こどもを水禍事故から守ろう

ことしもいよいよ子供たちが水に親しむ季節となりました。毎年のことながら夏季には、たくさんの子供たちが水の事故で尊い生命を失っています。こんな悲惨なことはありません。特に折尾署管内は、海や川、池、沼などが多く子供たちには恵まれている反面、いたましい水の犠牲が多いところです。

昨年（昭和40年）中の事故は、

区 分	幼 児	小学生	中学生	高校生	一般少年	計
県 内	40	36	11	9	7	103
折尾署管内		2	2			4

となっておりますが、折尾署管内ではこの4名の死者のほか6人の子供が溺れましたが発見が早かったため救助されています。

つぎに場所別にみますと

区 分	海	川	池、沼	用水堀	プール	その他	計
県 内	20	31	24	18	4	6	103
折尾署管内	2		2				4

となっております。お互い子を持つ親は勿論、みんなでの痛々しい事故をなくすため、よその子だなどと思わず危いところでの水遊びには注意を与え、今年こそ私たちのまわりから1人の犠牲者も出さず楽しい夏をすごすことに努力しましょう。

折 尾 警 察 地 区 防 犯 協 会  
折 尾 警 察 署

## ☆税金に不満があるときは 不服申立制度を！

もし税務署の調査で更正、決定等をうけて、不満だったら

異議の申し立て

更正、決定等の通知を受けた日から一ヶ月以内

税務署長は三ヶ月以内に審理し、異議申立に決定をする

決定を受けてもまだ納得できないときは

1、みなす審査の請求

三ヶ月過ぎても税務署長の決定がされない時は、三ヶ月を過ぎる翌日から

2、審査の請求

決定の通知を受けた日の翌日から一ヶ月以内

国税局長（国税局協議団）三ヶ月以内に審理の上審査の請求について決定

国税局長の判決を受けてもまだ納得できない時、又は三ヶ月を過ぎても判決がなかった時

訴訟の提起

判決の通知があった日の翌日から、又は判決がなかった時、三ヶ月を経過する日の翌日から三ヶ月以内

裁判所

最終の救済手段となっている

## ☆入場券の半片を受取りましょう

入場券の半片は、入場税を払ったという領収書です。入場税は皆さんの町を明るく、美しく住みよい町にするため地方自治体へかん元されます。町を明るく、美しく、住みよくする入場券の半片を受取りましょう。

若松税務署

## 小、中学校 校舎校庭使用心得

学校は皆さんの税金で建った公共物であり、小中学校の大切な教育の場であります。学校では立派な教育がされるよう常に周知な管理と環境の整備が行なわれています。それのみならず、公共物を大切に扱います。

- 一、校舎、校庭を使用する場合は、責任者は必ず三、四日前までに届け出で、学校と教育委員会の許可を受けること。
- 二、使用当日も、始めと終わりに学校の先生に届けること。
- 三、学校の行事があるとき、許可なく使用しているとき、許可なく使用するとき、使用が粗雑であるとき等は使用を断ります。
- 四、校舎等を損傷した場合は、届け出で、それ相等の弁償をすること。
- 五、体育行事等で使用し、後で注意を要するものは、学校から区長さん体育委員さんに連絡しますから、責任もって善処下さい。

岡垣町教育委員会

## 書留郵便制度 について

書留は、郵便物の取扱に当たってその引受及び配達を記録し、その事実を明らかにする外、郵便物の運送経路を記録しその一層確実な送達をするとともに郵便物が運送途中に万一亡失し又はき損した場合はその損害を賠償する制度で、記録扱と損害保険扱の二つの性質を持っているのであります。

従って書留制度は、重要な書類、現金、有価証券、宝石、貴金属等送達途中になくなつては困るものや、万一なくなつた場合にその損害を賠償してもらふ必要のあるものを郵送する場合に利用されるものであります。然して、この書留制度の利用者は一般的に郵便物を「書留」として差し出せば送達途中に亡失した場合にはその実損額（郵便物の内容品の損害価格）の金額を賠償してもらふものと考え、実損額の賠償してもらふには保険扱とすることを知られていないのではないのでしょうか。

損害賠償額は事故があつたときに申し出るものではなく郵便物差し出しの際に申し出るもので万一事故があつた場合は申し出があつた額を賠償するものです。

損害賠償額の申し出がなかったものは、いくら内容品が高額のものであつても千円を限度とする実損額しか賠償しないことに郵便法に規定されていますから書留郵便物をお差し出しのときは必ずこの申し出をされるようお奨めします。

海老津郵便局

## 「わが家の家計簿」 体験談募集

本文は四〇〇字詰原稿用紙五枚以内  
しめ切 八月二十日まで  
内容はなんでも自由です  
特選 三篇 賞金各三万円  
秀作 七篇 賞金各二万円  
送り先

福岡市天神四 日本銀行福岡支店内福岡県貯蓄推進委員会  
くわしくは公民館におたずね下さい。

### 岡垣町役場

#### 人事異動

- △中村一美 教育委員会事務局出向(税務課長より)
  - △加藤三郎 税務課長(教育委員会事務局より)
  - △門司文敏 東部出張所長(住民課長より)
  - △高橋護城 住民課長、戸籍係長兼務(戸籍係長より)
  - △門司敏秋 会計係長(庶務係長より)
  - △須崎義弘 消防係長(会計係長より)
  - △刀根重弘 庶務係長(消防係長より)
  - △小川海治 税務課へ(住民課より)
  - △青柳玄祐 住民課へ(税務課より)
  - △秋武 勲 退職
- 昭和四十一年四月十一日付で右のように辞令を発令した。

### 人権擁護委員制度のおしらせ

六月一日は、人権擁護委員法が制定されて十七周年になります。人権擁護委員とは、どのようなものなのか、私達の生活とどういつながりがあるのか述べてみましょう。

私達は人間として生きるために、生命と自由と幸福追求の権利—人権—を生まれながらにしてもっています。

のびのびとした苦しみのない生活ができる、楽しい平和な社会、それはみんなの努力でつくりあげなければなりません。そのためには先ずお互いに人権を尊重し、守りあわなければなりません。

しかし実際には、自分勝手な人や、無理解な人がいて、暴力等によって個人としての自由を奪ったり、営業妨害、私生活の曝露、名誉毀損、ぎゃく待、差別待遇、村八分、人身売買等の人権侵害が発生することがあります。

また教師の体罰や、警官のゆきすぎた取り調べなど、公務員の横暴、或いは公害による生活の脅威も人権侵害であります。

人権擁護委員は、このような人権侵害が起らないように監視し、もし人権が侵された場合には、その救済のために適切な処置をとることになっています。

人権が侵されたときは、あきらめたり、恐れたりしないで最寄りの委員に相談して下さい。委員は無料で、相談に応じます。

すし、関係人の秘密を守り、公平な立場で問題の解決に努めます。

なお委員は、市、町、村長の推薦した者の中から、県知事、弁護士会等、関係機関の意見を聞いて、最もその使命にふさわしい人を法務大臣が委嘱します。

町内におられる人権擁護委員の方はつぎのとおりです。

- 戸切一、三八七番地
- 石田一雄氏
- 内浦 一九九番地
- 長畑光子氏

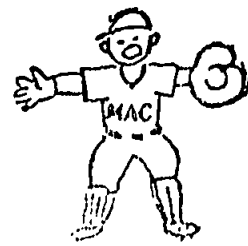
### 各地で運動会

五月五日子供の日を中心に、従来貸切バスで動物園に行ったり、潮干狩りに行ったり、餛飩が配られたりして、子供は尊重されてきたが、今年には体育熱が揚がり、町内各地で親と子の運動会が催された。

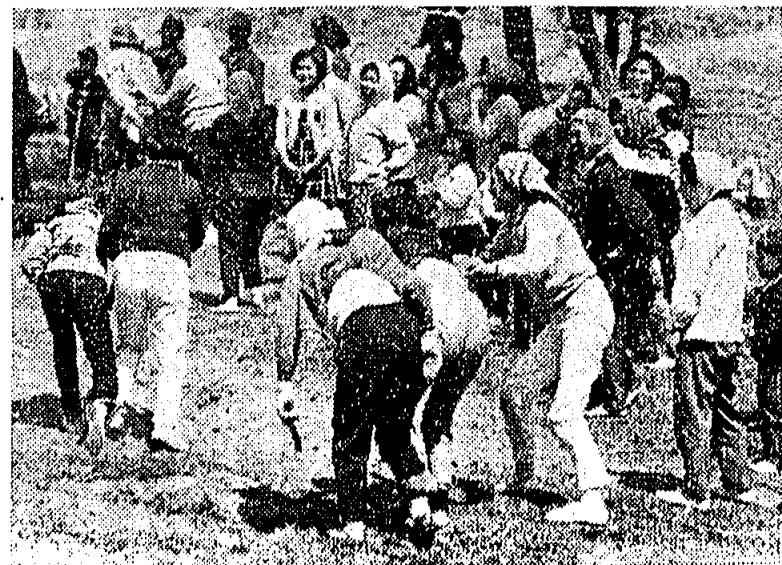
数年続いている所もあるが、今年始めてやった海老津、西黒山等は非常に歓迎され、盛会で来年も是非やるとはりきっています。

西黒山の体育委員花田仁さんが運動会の後アンケートをとったのがあるので参考まで、参加者全員、楽しかった。全員、来年以降も続ける。賞品、予算、昼食、競技等も大部分の方がよいと解答している。

この外、廃品回収して資金を作った所や、区長、体育委員が奔走して賞品集めた所等あり、苦勞の積上げが、人間性の回復人間関係の疎通に重要な役割を果たす運動会となつて現われている。



海老津



西黒山

### 遠賀保健所業務日程表

曜日	時		備考
	午前	午後	
月	結核健康相談	精神衛生相談	1、BCG接種 第二 木曜
火		乳幼児相談	2、血液検査 月、水、木曜
水	家族計画相談	母性相談	3、喀痰塗抹検査 喀痰培養検査 月、木曜
木	結核健康相談	栄養相談	4、寄生虫検査 月、木曜
金	成人病相談		
土			
受付時間	午前九時～十一時 午後一時～三時		

### 安楽院物語

東は芦屋から西波津の浦に至る青松白砂三里の松原は、筑前八所松原の第一と称せられた景勝地で、その中央の最も高い所を高浜の辻という。北の方には渺茫たる響灘、眼下には松の緑一色の樹海を見おろす一大景観である。俗に碁石原と云う、この景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。

仁和元年(八七五)聖谷阿が

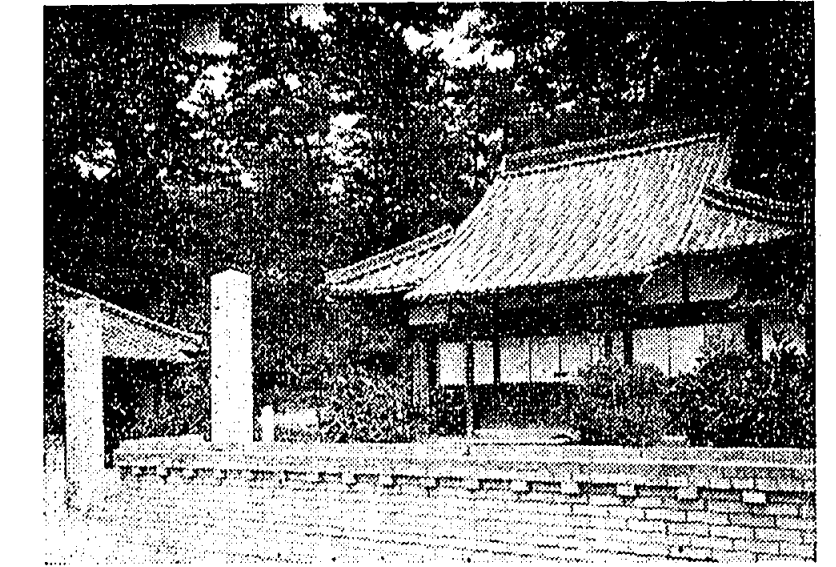
この地を選んで、七堂伽藍具わった法相宗の大寺を建立したという事である。

寺記に寺領二千石、境内三千七百坪とあるから、想像するさえ壯麗な一大霊場であった事である。そしてこの丘の上に立てられた十三層の塔には、夜な夜な燈火がともされて、沖を通る船の為に、燈台の役割を果たしていたという事である。

(四頁へつづ)



創建以来星霜ここに一千九十二年その間においてこの寺の第廿八世空脊上人の時、天正十三年（一五八五）の冬の大夫の兵燹は、この寺にあっては実に法燈揺ぐ悲壮な出来事であった。



安楽院

空脊上人の俗縁の従弟である御笠郡岩屋の城主阿口判官は、豊後の大友義連と戦って敗れ、一時芦屋の山鹿城に遁れた。此処でも再び破れて、兵五十騎を率いて逃れ、安楽院に立籠ったが衆寡敵せず、終に阿口判官は戦死を遂げてしまった。

空脊上人は侍童白石菊童丸を携えて吉木に遁れたが、敵將鬼津平内が之を追った。上人は終に悲壮な最後を遂げ、菊童丸も之に殉じた。実に天正十三年十一月十八日であった。

この戦で、さしもの大寺であった安楽院も、堂塔伽藍悉く兵火に罹り、旧記什宝は皆灰燼に飯した。人々は靈場の廢墟と化した事を悲しみ、有為転変を嘆いたがせんすべも無かった。

この時非業の最後を遂げた幾多の精霊の為に、元松原部落の里人は今も尚毎年旧十一月十八

日に慰霊法要を営み、併せて先祖祭祀をして、空脊祭と呼んでいる。

寺僧が辛じて兵火の中をくぐって持ち出した本尊阿弥陀仏は、かつて四條天皇にお仕えしていた、官女白藤姫の住坊であったと云う白藤坊にお移し申した。これが現在の安楽院である。香木白檀で刻まれた阿弥陀仏の立像は、その昔奈良朝時代の僧行基の作という、豊かな慈悲相を湛える千古の古仏である。

昔の伝えを聞く処、松風の音は今尚栄枯盛衰の跡を物語っている。

元松原安楽院住職

青柳英珊

# 犬ヶ岳登山

岡垣山の会は五月八日、福岡、大分の両県にまたがる犬ヶ岳に才二回目的登山をする。

一行五二名、江原氏と私を除いては、二〇才から二五才の元気漲る若き男女で、意気軒昂山をもぬく勢いで、休憩もせず、一気に千米まで登る。

山なれた人々にはへいちゃらら



登山風景

しいが、机につき、体のなまっていた私にはきつかった。若い者に負けるものかと、意地で登ったが、九五〇米位の所は足がふらつき、汗だくで、一人だつたら引き返したるう。然し昼食で一休みすると、元氣恢復、後はさほどでもない。

た、あのきつきに耐え得たという感慨は何物にもかえがたい収穫である。パスの中での会員は紳士的で終始健全な歌を合唱していた。六月十二、三日、九重登山を計画している。（公民館主事）



## 日本脳炎の発生と予防

各市町村では、五月から六月にかけて、日本脳炎の予防接種を行なっている。これは、注射をしたからといってすぐに効果があるわけではない。二週間間すぎたころから免疫が徐々にできはじめ、三カ月ほどたつてはじめて抵抗力が最大になるところから、早目に行なうものである。

防ぐことである。県では、六月を蚊の駆除強調月間として、とくに豚舎に発生するコガタアカイエカ（豚の血を吸って有毒蚊となる）を駆除する予定。過労をさけ、じゅうぶんな睡眠をとって、栄養に気をつけるなど、健康に注意するように。

### けい光ランプの話

けい光ランプは放電しなくなるまでの点灯時間、あるいは明るさが最初の60パーセントぐらいにさがるまでの点灯時間、この両方をもって寿命とされます。ふつう前者を「点灯または断線寿命」後者を「有効寿命」と呼んでいます。

○点灯寿命は、けい光ランプ始動時および点灯中、フィラメント（電極）に塗布された電子放射物質（エミッター）がだんだんと消耗して、十分な電子放射が困難となることに起因します。

○有効寿命は、点灯中けい光物質と水銀との反応や、けい光物質自体の劣化が原因となります。

日本脳炎患者は県で昭和三十八年に二百四十名、三十九年に百八十四名、昨年百四十六名も出ており、そのうち、四割以上が死亡している。日本脳炎にかかると、急に三十九度から四十度以上の高熱と、はげしい頭痛とはきけがおこり、くびの筋肉がかたくなつて動かなくなる。また興奮して暴れることもある。この病気は、日本脳炎ウィルスをもった、コガタアカイエカに媒介されるもので、七月中ごろから流行する。従来は、こどもや、老人に多い病気であったが、最近では、青年、中年にも多くなっている。予防の第一は、まず予防接種をうけること。次に病気を媒介するコガタアカイエカの発生を